さくら

桶屋事務所だより

編集発行人
桶屋税理士事務所
税理士 桶屋泰三
〒930-0096
富山市舟橋北町7－15
TEL076(441)2322・FAX076(441)1999
http://okeya.zei-mu.jp

4月 (卯月) APRIL

29日・昭和の日

日	月	火	水	木	金	土
・	・	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	・	・	・

ワンポイント 印紙税の軽減措置拡充と非課税範囲拡大

この４月から、不動産譲渡契約書と建設工事請負契約書の印紙税の軽減措置が拡充され、平成30年３月末まで適用されます。また、受取金額３万円未満は非課税とされていた領収書や受取書等に係る印紙税の非課税範囲が、４月から５万円未満に拡大されました。いずれも消費税率の引上げを踏まえたものです。

４月の税務と労務

国　税／3月分源泉所得税の納付　4月10日

国　税／2月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）　4月30日

国　税／8月決算法人の中間申告　4月30日

国　税／5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告（年3回の場合）　4月30日

地方税／給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出　4月15日

地方税／固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付　市町村の条例で定める日（原則4月中）

地方税／土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧　4月1日～4月20日または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで

地方税／軽自動車税の納付　市町村の条例で定める日（原則4月中）

労　務／労働者死傷病報告（1月～3月分）　4月30日

消費税 経過措置Q&A

四月一日前後の適用誤りに注意

平成二十六年四月から消費税率が五％から八％に引上げられていますが、施行日（四月一日）前後の取引に係る税率の適用については、誤り易い点も多いので、Q&A方式でポイントを整理してみます。

施行日前後の取引に係る税率の適用関係

（施行日前後の適用関係の原則）

Q1 施行日前後の取引に係る消費税率の適用関係を教えて下さい。

A1 八％の税率は、施行日以後に国内で事業者が行う資産の譲渡等並びに施行日以後に国内で事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物（以下、「課税仕入れ等」といいます）に係る消費税に適用し、施行日前に国内で事業者が行った資産の譲渡等及び課税仕入れ等には五％の税率が適用されます。

したがって、施行日の前日（三月三十一日）までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等であっても、施行日以後に行われるものは、経過措置が適用される場合を除き、その資産の譲渡等及び課税仕入れ等には八％の税率が適用されることになります。

（施行日の前日までに購入した在庫品）

Q2 施行日の前日（三月三十一日）までに仕入れた商品を施行日以後に販売した場合、消費税率の適用関係はどのようになりますか。

A2 税率八％は、経過措置が適用される場合を除き、施行日以後に行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等について適用されます。

したがって、施行日の前日までに仕入れた商品を施行日以後に販売する場合には、八％の税率が適用されますが、商品の仕入れは、施行日の前日までに行われたものですから、課税仕入れに係る消費税額は税率五％で計算することになります。

（施行日を含む一年間の役務提供を行う場合）

Q3 三月一日に、同日から一年間の機械の保守契約を締結するとともに、一年分の保守料を受領した場合、消費税率の適用関係はどのようになりますか。

A3 役務の提供に係る資産の譲渡等の時期は、物の引渡しを要するものにあっては、「その目的物の全部を完成して引き渡した日」、物の引渡しを要しないものにあっては、「その約した役務の全部を完了した日」とされています。

保守は、物の引渡しを要しないので、資産の譲渡等の時期は役務の全部を完了する日である平成二十七年二月二十八日となります。

したがって、施行日以後に行う課税資産の譲渡等となりますから、原則として八％の税率が適用されます。ただし、契約又は慣行により、一年分の対価を収受することとしており、事業者が継続してその対価を収受した時に収益に計上している場合は、施行日の前日までに収益に計上したものについて五％の税率が適用されます。

（施行日前後の返品等の取扱い）

Q4 当月中に返品を受けた商品は、前月中の販売に対応

するものとして処理しています。四月中の返品は、三月中の販売に対応するものとして処理することになりますが、五％の税率で売上げに係る対価の返還等に係る消費税額の計算を行って差し支えないですか。

A4 施行日前に販売した商品が、施行日以後に返品され、対価の返還等をした場合には、五％の税率で売上げに係る対価の返還等に係る消費税額の計算をすることとされています。

したがって、質問のように合理的な方法により継続して返品等の処理を行っている場合は、事業者が継続している方法により、売上げに係る対価の返還等に係る消費税額を計算しても差し支えありません。

なお、このように取り扱う場合には、取引当事者間において取り交わす請求書等に適用税率を明記し、取引の相手方はその請求書等に記載された税率により仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額を計算することとなります。

参考　主な経過措置の概要

次に掲げるものには、８％の税率引上げ後においても改正前の税率（５％）が適用されます。

経過措置の内容	
①　旅客運賃等 平成26年４月１日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成26年４月１日前に領収しているもの	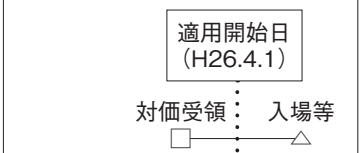
②　電気料金等 継続供給契約に基づき、平成26年４月１日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話に係る料金等で、平成26年４月１日から平成26年４月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの	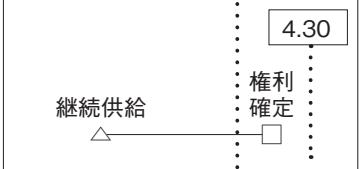
③　請負工事等 平成８年10月１日から平成25年９月30日までの間に締結した工事（製造を含みます）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウエアの開発等に係る請負契約を含みます）に基づき、平成26年４月１日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、その課税資産の譲渡等	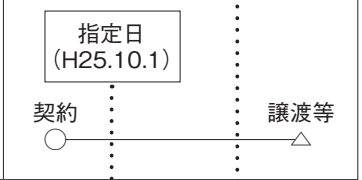
④　資産の貸付け 平成８年10月１日から平成25年９月30日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成26年４月１日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限ります）における、平成26年４月１日以後に行うその資産の貸付け	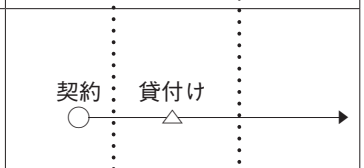
⑤　指定役務の提供 平成８年10月１日から平成25年９月30日までの間に締結した役務の提供に係る契約で、その契約の性質上、役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、その役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供（※）に係るものをいいます）に基づき、平成26年４月１日以後に、その役務の提供を行う場合において、その契約の内容が一定の要件に該当する役務の提供 ※「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便宜の提供に係る役務の提供をいいます。	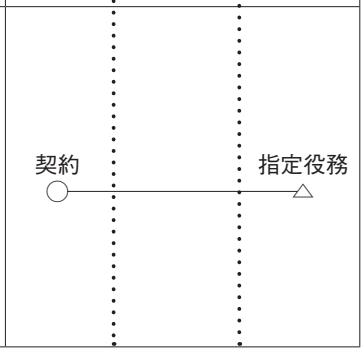

使用人に対する賞与の損金算入時期

法人が使用人に対して支給する賞与（使用人兼務役員に対して支給する賞与のうち使用人としての職務に対応する部分の金額を含む）は、その支払をした日の属する事業年度に損金に算入します。ただし、次に掲げる賞与は未払いであっても損金に算入することが認められています。

⑴　労働協約又は就業規則により定められる支給予定日が到来している賞与（使用人にその支給額が通知されているもので、かつ、その支給予定日又はその通知をした日の属する事業年度においてその支給額につき損金経理したものに限る）
…その支給予定日又はその通知をした日のいずれか遅い日の属する事業年度

⑵　次に掲げる要件のすべてを満たす賞与
…使用人にその支給額の通知をした日の属する事業年度

イ　その支給額を、各人別に、かつ、同時期に支給を受けるすべての使用人に対して通知をしていること。（パートタイマーや臨時職員とその他の使用人を区分している場合には、その区分ごとに支給額の通知を行ったかどうかを判定する）

この場合、支給要件が「支給日に在職していること」とされている場合の支給額の通知は、ここでいう「通知」には該当しません。

ロ　イの通知をした金額を通知したすべての使用人に対しその通知した日の属する事業年度終了の日の翌日から1か月以内に支払っていること。

ハ　その支給額につきイの通知をした日の属する事業年度において損金経理をしていること。

なお、未払いの賞与に係る社会保険料については、支払義務が確定していないため未払経理をしても損金算入することはできません。

ゴルフクラブの入会金の税務処理

法人がゴルフクラブに対して支出した入会金については、次のように取り扱われます。

⑴　法人会員として入会する場合

入会金は資産として計上します。ただし、記名式の法人会員で名義人である役員や使用人が法人の業務に関係なく利用するためこれらの者が負担すべきものであると認められるときは、給与とされます。

⑵　個人会員として入会する場合

入会金は個人会員である役員や使用人に対する給与となります。ただし、無記名式の法人会員制度がないため個人会員として入会し、法人の業務の遂行上必要であるため法人の負担すべきものであると認められるときは、法人の資産として計上することが認められます。

創業記念品等の給与課税

創業50周年等の区切りを記念して従業員に対し記念品等を支給することは、一般的に行われているものであり、①社会通念上記念品としてふさわしいものであり、かつ、価額が1万円以下のものであること、②一定期間ごとに到来する記念に際し支給する記念品については、創業後相当な期間（おおむね5年以上の期間）ごとに支給するものであること、のいずれにも該当するものについては、給与等として課税しなくてもよいこととされています。

ただし、この取扱いを受けるのは記念品に係る経済的利益に限られるため、記念品に代えて支給する金銭については、給与等として課税の対象になります。また、商品券の支給が行われる場合、その支給を受けた者は商品券と引き換えに、商品を自由に選択して入手することができ、金銭による支給と異ならないため、これも給与等として課税の対象になります。